

令和7年度四街道市結婚新生活応援事業補助金に関するQ & A

【事業全般について】

Q 1 : 令和7年1月1日より前に婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？

A 1 : 対象になりません。令和7年1月1日から令和8年3月13日までの間に婚姻届を提出し、受理されている場合に限ります。

Q 2 : 四街道市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？

A 2 : 対象になります。

Q 3 : 再婚の場合は、対象になりますか？

A 3 : 対象になります。ただし、夫婦の一方又は双方が本交付金の交付を既に受けたことがある（他の地方自治体を含む）場合は補助の対象になりません。

Q 4 : これから婚姻届の提出や引越し等を予定している場合は事前に申請できますか？

A 4 : 事前に申請はできません。

実際に婚姻や引越しがなされ、対象費用の支払を終えた後、必要書類が全て揃った時点で申請が可能となります。

Q 5 : 夫（妻）は四街道市に在住しているが、妻（夫）が他の自治体に住民登録されている場合は、対象になりますか？

A 5 : 対象になりません。夫婦がともに四街道市に住民登録されている必要があります。

Q 6 : 婚姻届提出前から同居している場合の、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降になりますか？

A 6 : 婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として新たに取得又は賃借した住宅で、契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。

【住宅費用について】

Q 7 : どのような費用が対象になりますか？

A 7 : 住宅取得費用は建物の購入費のみ、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象になります。したがって、住宅取得に伴う土地購入代、住宅賃借費用に伴う管理費、駐車場代、清掃代、更新手数料、光熱費、設備購入費等は対象になりません。

Q 8 : 四街道市内での転居の場合、対象になりますか？

A 8 : 対象になります。

Q 9 : 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象になりますか？

A 9 : 対象になります。この場合、賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを確認できる書類が必要となります。

Q 10 : 親族が同居する場合にも補助の対象になりますか？

A 10 : 対象になります。ただし、住宅取得や物件賃借のための契約名義が夫婦のいずれかでありかつこれらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。

【引越費用について】

Q11：どのような費用が対象になりますか？

A11：引越業者又は運送業者へ支払った費用のみが対象になります。したがって、不用品の処分費用、自らレンタカーを借りて引っ越した場合の費用及び友人に頼んで引っ越した場合の費用等は対象になりません。

【住宅のリフォーム費用について】

Q12：どのような費用が対象になりますか？

A12：婚姻を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用のみが対象となります。したがって、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とします。

Q13：夫婦がリフォームを行う住宅の所有者でない場合は、対象になりますか？

A13：対象になります。ただし、夫婦ともに住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦のいずれかの名義でリフォーム工事を契約し、これらに係る支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。

【所得関係について】

Q14：所得と収入は違いますか？

A14：対象要件のひとつに「所得が500万円未満であること」とありますが、ここでいう所得とは次のとおりです。

・給与収入の方

所得とは、前年1年間の給料の額面総額（＝収入）から給与所得控除を差し引いたものです。手取り額ではないので、ご注意ください。

$$(\text{所得} = \text{収入} - \text{給与所得控除})$$

また、所得からさらに社会保険料等を控除した額は「課税総所得金額」といい、ここでいう所得とは異なります。一般的に、金額の大小は以下になります。

$$(\text{給与収入} > \text{所得} > \text{課税総所得金額})$$

・自営業の方

所得とは、前年1年間の収入から必要経費を差し引いたものです。

$$(\text{所得} = \text{収入} - \text{必要経費})$$

Q15：所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでですか？

A15：所得証明書の期間と同一期間です。

【補助金の返還について】

Q16：補助金を受けた後に市外へ転出した場合、補助金を返還する必要がありますか？

A16：転勤などご本人の意向によらない特別な事情がある場合を除き、申請日から2年以内に市外へ転出した場合は、補助金を返還していただく場合があります。

【特定地域について】

Q17：特定地域とは何？

A17：本市において特定地域とは高齢化が進んでいる四街道市千代田地区のことを指し、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目、千代田五丁目に住民基本台帳の登録がある方は補助要件の１つである夫婦の所得を合算した額５００万円未満の所得制限がありません。